

別表第1 (第4条、第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前9時45分から午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで
	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	午前9時から午後5時45分まで	午後1時から午後2時まで
医学部附属病院事務部医務課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前11時から午後7時45分まで	午後1時から午後2時まで
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
工学研究科に勤務する職員のうち、工学研究科長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
	午前9時から午後5時30分まで	正午から午後0時45分まで
	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
	午前9時30分から午後6時まで	正午から午後0時45分まで
国際高等教育院に勤務する職員のうち、国際高等教育院長が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
iPS細胞研究所に勤務する職員のうち、iPS細胞研究所長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで
環境安全保健機構附属放射性同位元素総合センターに勤務する職員のうち、環境安全保健機構長が指定する者	午前9時から午後6時まで	正午から午後1時15分まで
企画・情報部企画課に勤務する職員のうち、企画・情報部長が指定する者	午前7時00分から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
	午前7時30分から午後4時15分まで	
	午前8時から午後4時45分まで	
	午前9時から午後5時45分まで	

(平17達41改)

(平18達31・平21達7・平22達16・平23達25・平25達20・平26達11・平27達45・平29達71・一部改正)

別表第2 (第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前8時30分から午後5時1	午後1時から午後2時まで

5分まで

(平17達41改)

(平21達7・一部改正)

別表第3 (第16条関係)

教職員の区分	割振り単位 期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学研究科に勤務する職員のうち、医学研究科長が指定する者	4週間	医学研究科長が指定する8の1日勤務日	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前9時から午後5時45分まで	午後1時から午後2時まで
			午前10時から午後6時45分まで	午後2時から午後3時まで
			午前11時から午後7時45分まで	午後3時から午後4時まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
			午後0時15分から午後9時まで	午後4時から午後5時まで
			午後1時30分から午後10時15分まで	午後5時から午後6時まで
			医学部附属病院の診療科及び中央診療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間
午後5時15分から翌日午前9時45分まで	午前1時15分から午前2時15分まで			
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前1時から午前6時45分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後9時から午後10時まで、午前1時から午前7時30分まで
医学部附属病院検査部、輸血細胞治療部及び病理部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時

				まで
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時まで
			午前8時30分から午後0時30分まで	—
			午前8時30分から午後0時15分まで	—
			午後0時30分から午後9時まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後4時から翌日午前9時30分まで	午後8時30分から午後9時まで、午前3時から午前4時30分まで
医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
			午前11時30分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時まで
			午後0時30分から午後9時まで	午後3時30分から午後4時15分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後7時15分から午後8時30分まで、午前0時から午前6時30分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、午後8時30分から翌日午前3時まで、午前6時15分から午前7時30分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時45分から午後1時30分まで、午後8時30分から午後9時45分まで、午前0時から午前6時30分まで
			午前7時30分から午後4時まで	正午から午後0時45分まで
			午前10時から午後6時30分まで	午後1時30分から午後2時15分まで
医学部附属病院医療器材部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午後4時30分から翌日午前9時まで	午後9時から午後10時まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時30分から午後8時まで、午前0時から午前7時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前

				1時から午前6時45分まで
医学部附属病院疾患栄養治療部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
			午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時15分まで
			午前9時45分から午後6時30分まで	午後0時45分から午後1時45分まで
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後1時45分まで
			午後0時30分から午後6時30分まで	—
			午前7時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から午後2時まで
			午前8時30分から午後3時まで	午後0時30分から午後1時まで
医学部附属病院看護部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時15分まで
			午前7時45分から午後4時30分まで	午前11時45分から午後0時45分まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
			午前7時から午後3時45分まで	午前11時から正午まで
			午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで
			午前9時から午後5時45分まで	午後1時から午後2時
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後1時30分から午後2時30分まで
			午前10時から午後6時45分まで	午後2時から午後3時まで
			午前11時から午後7時45分まで	午後3時から午後4時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時15分から午後4時15分まで
			午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時30分から午後4時30分まで
			正午から午後8時45分まで	午後4時から午後5時まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後6時まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から午後6時15分まで
			午後3時15分から午	午後7時15分から午

			前0時まで	後8時15分まで
			午後3時45分から翌日午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時45分まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前6時まで
			午後3時30分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める2時間
			午後4時30分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午前8時から午後8時30分まで	正午から午後1時まで
			午前7時45分から午後8時30分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後9時まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時15分から午後9時まで	午後0時15分から午後1時15分まで
			午後7時45分から翌日午前8時30分まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午後8時から翌日午前8時30分まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午後8時15分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午後8時30分から翌日午前9時まで	医学部附属病院長が定める1時間
			午前8時から正午まで	—
			午前8時30分から午後0時30分まで	—
			午前8時から午前11時45分まで	—
			午前8時30分から午後0時15分まで	—
農学研究科附属牧場に勤務する教職員のうち、農学研究科長が指定する者	4週間	農学研究科長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
原子炉実験所に勤務する教職員のうち、原子炉実験所長が指定する者	4週間	日曜日及び土曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から午後1時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後9時まで又は午後8時30分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
			午後1時から午後5時30分まで	—
			午後2時45分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める2時間45分
			午後7時15分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分
霊長類研究所附属人類進化モデル研究センターに勤務する教職員	4週間	霊長類研究所長が指定する8の1	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで

		日勤務日		
i P S細胞研究所に勤務する教職員のうち、i P S細胞研究所長が指定する者	4週間	i P S細胞研究所長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
総合博物館に勤務する職員のうち、総合博物館長が指定する者	4週間	総合博物館長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する教職員	4週間	フィールド科学教育研究センター長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで 午後0時30分から午後1時30分まで
総務部に勤務する職員のうち、総務部長が指定する者	4週間	総務部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで 午前10時45分から午後7時30分まで 午前11時15分から午後8時まで 午前11時45分から午後8時30分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで 午後3時から午後4時まで 午後3時から午後4時まで
施設部プロパティ運用課に勤務する職員のうち、施設部長が指定する者	4週間	施設部長が指定する8の1日勤務日	午前8時45分から午後5時30分まで 午前10時30分から午後7時15分まで 午前11時から午後7時45分まで 午後0時30分から午後9時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで 午後1時30分から午後2時30分まで 午後2時から午後3時まで 午後3時から午後4時まで 午後3時から午後4時まで 午後3時30分から午後4時30分まで

(平17達41改)

(平18達31・平19達23・平21達7・平22達16・平22達57・平23達25・平24達19・平24達56・平25達20・平26達11・平27達23・平27達31・一部改正)

別表第4 (第21条関係)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日

1 1月を超え1年未満までの期間

20日

別表第5（第27条関係）

親族	日数
配偶者 父母	7日
子	5日
祖父母	3日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（教職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日